

文化及びスポーツに関する施策の推進体制の強化を図るための関係条例の整備に関する条例及び教育委員会の権限の委任等に関する規則の施行等に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

佐賀県教育委員会規則第四号

文化及びスポーツに関する施策の推進体制の強化を図るための関係条例の整備に関する条例及び教育委員会の権限の委任等に関する規則の施行等に伴う関係規則の整備に関する規則

(佐賀県社会教育委員条例施行規則の一部改正)

第一条 佐賀県社会教育委員条例施行規則(昭和二十五年佐賀県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条中「教育長」を「委員長」に改める。

第六条及び第七条を削り、第八条を第六条とする。

(佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則の一部改正)

第二条 佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則(昭和三十一年佐賀県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第十一号中「社会教育委員、」及び「、図書館協議会の委員、博物館及び美術館協議会の委員、九州陶磁文化館協議会の委員、名護屋城博物館協議会の委員、佐賀城本丸歴史館協議会の委員、スポーツ振興審議会の委員」を削る。

第三条第一項中「事項」の下に「及び教育委員会の権限の委任等に関する規則(平成二十四年佐賀県教育委員会規則第三号)に基づき知事の補助職員に委任し、又は補助執行させる事務」を加える。

(佐賀県教育庁組織規則の一部改正)

第三条 佐賀県教育庁組織規則(昭和三十一年佐賀県教育委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

「体育保健課

第三条第一項中

を「文化財課」に改める。

社会教育・文化財課」

第五条の教育政策課の分掌事務の第八号を削り、同課の分掌事務の第七号中「(県立学校を除く。)」を削り、同号を同課の分掌事務の第九号とし、同課の分掌事務中第六号を第八号とし、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 校長及び教員の研修に関すること。

第五条の教育政策課の分掌事務の第四号の次に次の一号を加える。

五 グローバル化に対応した教育の推進に関すること。

第五条の教職員課の分掌事務に次の一号を加える。

九 市町立学校の学級編制に関すること。

第五条の学校教育課の分掌事務中第七号を第十三号とし、第六号を第十二号とし、第五号の次に次の六号を加える。

六 学校保健体育の指導及び助言に関すること。

七 全国高等学校総合体育大会の開催に関すること。

八 学校保健安全に関すること。

九 学校給食及び寄宿舎食に関すること。

十 生徒、児童及び幼児の保健衛生に関すること。

十一 学校衛生団体及び学校給食団体に関すること。

第五条の学校教育課の分掌事務に次の一号を加える。

十四 社会教育に関すること(博物館に関すること及び知事の補助職員に委任し、又は補助執行させたものを除く。)

第五条の体育保健課の分掌事務及び同課の課名を削り、同条の社会教育・文化財課の分掌事務及び同課の課名を次のように改める。

文化財課

- 一 文化財の保存及び活用に関すること。
- 二 埋蔵文化財の調査に関すること。
- 三 世界遺産のうち文化財に関すること。
- 四 美術刀剣類の審査登録に関すること。
- 五 その他文化財に関すること。
- 六 博物館に関すること（知事の補助職員に委任し、又は補助執行させたものを除く。）。

第五条の教育支援課の分掌事務中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。

第六条第一項中「人権・同和教育室」の下に「及び全国高校総体推進室」を加える。

第十六条の表の指導主幹の項中
「

学校教育課 体育保健課

」を「

教育政策課 学校教育課

」に

改め、同表の社会教育主幹の項を削る。

（職員の勤務地の特例に関する規則の一部改正）

第四条 職員の勤務地の特例に関する規則（平成二十三年佐賀県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第三条第二項中「履修」の下に「（教育長が指定するものに限る。）」を加え、同条を第二条とする。

（佐賀県立九州陶磁文化館協議会条例施行規則等の一部改正）

第五条 次に掲げる教育委員会規則の規定中「館長」を「博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第四条の館長」に改める。

一 佐賀県立九州陶磁文化館協議会条例施行規則（昭和六十年佐賀県教育委員会規則第二号）第二条

二 佐賀県立名護屋城博物館協議会条例施行規則（平成五年佐賀県教育委員会規則第四号）第二条

三 佐賀県立佐賀城本丸歴史館協議会条例施行規則（平成十六年佐賀県教育委員会規則第二号）第二条

（佐賀県立図書館協議会条例施行規則の一部改正）

第六条 佐賀県立図書館協議会条例施行規則（昭和三十二年佐賀県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「館長」を「図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第十三条第一項の館長」に改める。

（佐賀県立図書館の管理に関する規則の一部改正）

第七条 佐賀県立図書館の管理に関する規則（昭和三十七年佐賀県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「における管理運営」を「の管理」に改める。
第二条から第十五条までを削る。

第十六条ただし書中「館長」の下に「（図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第十三条第一項の館長をいう。以下同じ。）」を加え、同条の表の巡回文庫室の項を削り、同条を第二条とする。

第十七条を第三条とし、第十八条を第四条とし、第十九条及び第二十条を削る。

（佐賀県博物館及び美術館協議会条例施行規則の一部改正）

第八条 佐賀県博物館及び美術館協議会条例施行規則（昭和四十五年佐賀県教

育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「博物館長」を「博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第四条の館長」に改める。

(佐賀県立九州陶磁文化館の管理に関する規則の一部改正)

第九条 佐賀県立九州陶磁文化館の管理に関する規則(昭和五十五年佐賀県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び知事の権限の一部を佐賀県教育委員会に委任する規則(平成十四年佐賀県規則第十八号)の規定により」を「の規定に基づき」に改める。

第二条から第十六条の二までを削る。

第十七条ただし書中「館長」の下に「(博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第四条の館長をいう。以下同じ。)」を加え、同条を第二条とする。

第十八条を第三条とし、第十九条を第四条とし、第二十条及び第二十一条を削る。

様式第一号から様式第四号までを削る。

(佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の利用に関する規則の一部改正)

第十条 佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の利用に関する規則(昭和五十八年佐賀県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の管理に関する規則

第一条中「利用」を「管理」に改める。

第二条を削る。

第三条第二項中「館長」の下に「(博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第四条の館長をいう。以下同じ。)」を加え、同条を第二条とする。

第四条を第三条とする。

第五条から第十五条までを削り、第十六条を第四条とし、第十七条及び第十八条を削る。

別表第一及び別表第二を削る。

様式第一号から様式第八号までを削る。

(佐賀県立名護屋城博物館の管理に関する規則の一部改正)

第十一条 佐賀県立名護屋城博物館の管理に関する規則(平成五年佐賀県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び知事の権限の一部を佐賀県教育委員会に委任する規則(平成十四年佐賀県規則第十八号)の規定により」を「の規定に基づき」に改める。

第二条から第十二条までを削る。

第十三条第二項中「館長」の下に「(博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第四条の館長をいう。以下同じ。)」を加え、同条を第二条とする。

第十四条を第三条とし、第十五条から第二十四条までを削り、第二十五条を第四条とし、第二十六条及び第二十七条を削る。

別表第一及び別表第二を削る。

様式第一号から様式第七号までを削る。

(佐賀県立佐賀城本丸歴史館の管理に関する規則の一部改正)

第十二条 佐賀県立佐賀城本丸歴史館の管理に関する規則(平成十六年佐賀県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び知事の権限の一部を佐賀県教育委員会に委任する規則(平成十四年佐賀県規則第十八号)の規定により」を「の規定に基づき」に改める。

第二条から第十二条までを削る。

第十三条第二項中「館長」の下に「(博物館法(昭和二十六年法律第二百八

十五号) 第四条の館長をいう。以下同じ。)」を加え、同条を第二条とする。

第十四条を第三条とし、第十五条を削り、第十六条を第四条とし、第十七条及び第十八条を削る。

(市村記念体育館設置条例施行規則等の廃止)

第十三条 次に掲げる教育委員会規則は、廃止する。

一 市村記念体育館設置条例施行規則(平成十七年佐賀県教育委員会規則第十七号)

二 佐賀県総合運動場条例施行規則(平成十七年佐賀県教育委員会規則第十八号)

三 佐賀県総合体育館条例施行規則(平成十七年佐賀県教育委員会規則第十九号)

四 佐賀県ヨットハーバー条例施行規則(平成十七年佐賀県教育委員会規則第二十号)

五 佐賀県少年自然の家設置条例施行規則(平成十七年佐賀県教育委員会規則第二十一号)

六 佐賀県立図書館施設使用規則(昭和三十八年佐賀県教育委員会規則第三号)

七 佐賀県立博物館処務規則(昭和五十八年佐賀県教育委員会規則第五号)

八 佐賀県立美術館処務規則(昭和五十八年佐賀県教育委員会規則第六号)

九 佐賀県視聴覚ライブラリー運営規則(平成七年佐賀県教育委員会規則第七号)

十 佐賀県立宇宙科学館条例施行規則(平成十八年佐賀県教育委員会規則第十四号)

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。